Deloitte.
デロイト トーマツ

Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2019 年 12 月 1 日号

大法人の電子申告義務化～令和 2 年 4 月 1 日適用日まであと 4 カ月、制度概要と実務上対応すべき事項～

1　はじめに

税務手続の電子化等の推進のため、平成 30 年度税制改正において「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、大法人等においては令和 2 年 4 月 1 日以後開始事業年度より法人税・消費税等の申告書について電子申告による提出が義務化される。

本ニュースレターでは、適用日まで残り 4 カ月となり、適用対象となる法人において提出することとなる適用開始届出や電子申告に当たってのデータ形式の確認など、実務上対応すべき事項を制度概要とともに解説する。

2　大法人の法人税・消費税等の電子申告義務化における対応事項

(1)　制度の概要

大法人である内国法人（以下「特定法人」）において、令和 2 年 4 月 1 日（以下「適用日」）以後開始事業年度（消費税等は適用日以後開始課税期間）の法人税、地方法人税、法人住民税、法人事業税（以下「法人税等」）及び消費税等の確定申告書、中間（予定）申告書、修正申告書及び還付申告書は、電子申告（e-Tax・eLTAX）により提出しなければならない。

(2)　対象法人

電子申告（e-Tax・eLTAX）が義務化される特定法人は、次のとおりである。

税目	特定法人
法人税及び地方法人税 法人住民税及び法人事業税	内国法人のうち事業年度開始の時において資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社 （連結納税を適用している場合は連結親法人が特定法人に該当する場合に対象になり、この時の特定法人とは、連結事業年度開始の時に資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社をいう。）
消費税	上記に加え、国及び地方公共団体

(3)　適用開始届出の提出

適用日以後、特定法人は、以下の期限までに納税地の所轄税務署長に対して「e-Tax による申告の特例に係る届出書」を提出する必要がある。当該届出書は既に電子申告（e-Tax）により提出している法人であっても、提出が必要となる。なお、eLTAX による地方公共団体（都道府県・市町村）への提出は不要とされている。

区分	届出書提出期限
令和２年３月 31 日以前に設立された法人で、令和２年４月１日以後最初に開始する事業年度において特定法人となる場合	当該事業年度開始の日以後１カ月以内
新たに設立された法人で、設立後の最初の事業年度から特定法人となる場合	設立の日から２カ月以内
令和２年４月１日以後に増資により特定法人となる場合	資本金の額又は出資金の額が １ 億円超となった日から１カ月以内
令和 ２ 年 ４ 月 １ 日以後に特定法人であって、消費税の免税事業者から課税事業者となる場合	課税事業者となる課税期間開始の日から１カ月以内

(4)　電子申告による提出

(1)の制度の概要にあるように、特定法人においては、適用日以後開始事業年度（消費税等は適用日以後開始課税期間）の法人税等及び消費税等の確定申告書、中間（予定）申告書、修正申告書及び還付申告書は、電子申告（e-Tax・eLTAX）により提出しなければならない。

電子申告により電子送信の対象となる書類は、申告書のみならず申告書に添付すべき全ての書類が対象となり、一部の添付書類について書面による提出をした場合、その部分の提出はなかったものとされるので、特定法人においては添付書類も含めて電子送信が滞りなくできることを事前に確認しておく必要である。

なお、電子申告義務化に伴い電子申告の利便性向上の施策の一環として、e-Tax による電子申告時の申告書及び添付書類のデータ形式について、下記のような柔軟化が順次図られることとなる。

申告書・添付書類		変更前	変更後	適用開始時期（予定）
e-Tax	法人税・消費税申告書	XML 形式	XML 形式（改正なし）	-
	法人税申告書別表のうち明細記載を要する部分（例：別表 6(1) 所得税額控除に関する明細書）	XML 形式	XML・CSV 形式（*4）	令和元年 ５ 月以後提出する申告
	財務諸表（*1）	XBRL 形式	XBRL・CSV 形式（*4）	令和 ２ 年 ４ 月以後提出する申告
	勘定科目内訳書（*2）	XML 形式	XML・CSV 形式（*4）	令和元年 ５ 月以後提出する申告
	第三者作成等の添付書類（*3）	PDF 形式	PDF 形式（*4）	-

新たに追加された CSV 形式の標準フォームは国税庁ウェブサイトにて公開されている（現時点において、財務諸表の標準フォームは暫定版のみ公開されており、確定版は令和２年２月下旬以降公開予定）。また、CSV ファイルチェックコーナーも設けられており（財務諸表は令和２年３月以降公開予定）、電子申告時の送信エラー防止のため、事前に確認することを推奨する。

（*1）財務諸表には国税庁指定の勘定科目コードを記載する必要があり、業種区分ごとに標準的に使用されている勘定科目に 9 桁のコードが設定されており、当該勘定科目コードは国税庁ウェブサイトに公開されている。

（*2）勘定科目内訳書は、記載方法の簡素化が図られており下記 4(1)を参照されたい。

（*3）第三者作成の添付書類のうち、収用等に係る添付書類は平成 30 年 ４ 月以後終了事業年度の申告より添付不要となっている。

（*4）大容量の申告書データ等が送信できない場合には、令和２年４月以後提出する申告より光ディスク等での提出が可能となる。その際のデータ形式は CSV 形式（第三者作成書類等は PDF 形式）による。

一方、eLTAX による電子申告においては、当該税制改正前より申告書添付書類のデータ形式は PDF／CSV 等が認められており、改正に伴い新たなデータ形式の追加などの現時点において変更はない。なお、改正により財務諸表の電子提出の一元化が図られ、外形標準課税対象法人・収入金額課税法人において添付が義務づけられていた財務諸表は、令和２年４月以後に終了する事業年度の申告において、財務諸表を e-Tax にて提出している場合は添付が不要となる。

外形標準課税対象法人・収入金額課税法人の eLTAX			令和 2 年 4 月以降に終了する事業年度の申告
eLTAX	添付書類	財務諸表	電子申告不要
		財務諸表以外	電子申告（PDF 形式等）

(5)　電子申告が困難な場合

電気通信回線の故障（例：サイバー攻撃・停電）や災害その他の理由により、電子申告が困難である場合には、事前に所轄税務署長に「e-Tax による申告が困難である場合の特例の申請書」及び困難であることを明らかにする書類を提出し承認を得た場合、書面により提出することができる。

(6)　電子申告を行わなかった場合

電子申告の義務化は、申告方法を電子申告に限定するものであり、e-Tax により法定申告期限までに申告書を提出せず、書面により提出した場合、その申告書は無効なものとして取り扱われることとなり、無申告加算税の対象となる（(5)に該当する場合を除く）。また、2 期連続で法定申告期限内に申告がない場合は、青色申告の承認が取り消される可能性がある。

3　その他の電子申告義務化の概要

上記 2 以外に平成 30 年度税制改正により、電子申告義務化範囲の改正項目は以下のとおりである。

(1)　法定調書の e-Tax 又は光ディスク等による提出義務基準の変更

これまで法定調書の e-Tax 又は光ディスク等（以下「e-Tax 等」）による提出義務の基準は、法定調書の種類ごとに、前々年に提出すべきであった当該法定調書の枚数が 1,000 枚以上の場合であったが、改正に伴い、令和 3 年 1 月 1 日以後の提出分については、当該枚数基準が 100 枚以上に変更となった。したがって、前々年の枚数が基準となるため、平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までに提出する法定調書が 100 枚以上の場合は、令和 3 年 1 月 1 日以後の提出は e-Tax 等により提出しなければならない。

(2)　給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の eLTAX 又は光ディスク等による提出義務基準の変更

(1)の改正に伴い、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の判定基準も併せて変更となる。給与所得に係る源泉徴収票を e-Tax 等で提出する義務を有する者は給与支払報告書を、公的年金等に係る源泉徴収票を e-Tax 等で提出する義務を有する者は公的年金等支払報告書を、それぞれ eLTAX 又は光ディスク等による提出が義務付けられる。適用時期は(1)と同様に、令和 3 年 1 月 1 日以後に提出分より適用となる。

4　電子化により簡素化・利便化された事項

当該税制改正に伴い、電子申告の利便性の拡大が図られており、主に次のような施策が行われる。当該項目は電子申告義務化される特定法人のみならず、中小法人を含む全ての会社で適用される。

(1)　勘定科目内訳書の記載内容の簡素化

平成 31 年 4 月以後終了事業年度の申告より、記載量が多い勘定科目について、記載件数が 100 件を超える場合には下記のいずれかの記載方法によることが可能となる。各内訳書の記載基準と記載内容の簡素化の詳細は国税庁ウェブサイトを参考されたい。

変更前	変更後
金額基準（勘定科目ごとの基準あり。例：売掛金・買掛金等は相手先別残高 50 万円以上のものを記載）	①記載基準の柔軟化：金額基準に加え、件数基準を追加（100 件を超える場合には上位 100 件のみ記載）
	②記載単位の柔軟化：売掛金等の記載単位を取引等の相手先としている科目は、支店・事業所別合計記載が可能

(2)　PDF 形式で送信された添付書類の紙原本の保存不要

全税目において、第三者作成の添付書類を PDF 形式で電子送信した場合は、従来は税務署長の求めに応じて紙原本提示義務があったため、5 年間紙原本保存が必要であったが、改正後は当該提示義務がなくなったため、紙原本の保存が不要となる。

5　おわりに

電子申告義務化の対象となる特定法人については、添付書類も含めて電子送信する必要がある。電子送信するデータ形式について柔軟化が図られたとはいえ、指定のデータ形式で送信しないと受信されない（提出できない）こととなる。実際に電子申告を行おうとした際の送信エラーを防止するために、制度内容の理解や国税庁ウェブサイトに設けられているファイルチェックコーナー（財務諸表のチェックコーナーは令和２年３月掲載予定）等を活用し、事前の確認、準備が必要であると考える。

（名古屋事務所　沖　昌宏）

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。
www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

所在地　〒100-8362　東京都千代田区丸の内 3-2-3
丸の内二重橋ビルディング

Tel　03-6213-3800（代）

大阪事務所

所在地　〒541-0042　大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel　06-4560-8000（代）

名古屋事務所

所在地　〒450-8503　愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
JP タワー名古屋 37 階

Tel　052-565-5533（代）

email　tax.cs@tohmatsu.co.jp
会社概要　www.deloitte.com/jp/tax
税務サービス　www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、パプアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国（香港およびマカオを含む）、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.

IS 669126 / ISO 27001